

改正

平成29年3月31日教委告示第2号

令和3年9月1日教委告示第2号

富津市通学路安全対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進し、通学時における児童及び生徒の交通事故等の防止を図るため、富津市通学路安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富津警察署交通課長
- (2) 千葉国道事務所木更津出張所長
- (3) 君津土木事務所維持課長
- (4) 市PTA連絡協議会代表者
- (5) 市校長会代表者
- (6) 総務部防災安全課長
- (7) 建設経済部建設課長
- (8) 教育部長
- (9) 教育部学校教育課長
- (10) 教育部学校教育課教育センター所長

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は教育部長の職にある者をもって、副会長は教育部学校教育課長の職にある者をもって充

てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日教委告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年9月1日教委告示第2号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第3条第6号及び第7号の規定は平成29年4月1日から、改正後の同条第10号の規定は令和2年4月1日から適用する。